

収益分配金引下げのお知らせ

平素は別格のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度本ファンドは、2018年11月19日に第22期決算を迎え、当期の収益分配金を45円から35円へ引下げましたことをご報告申し上げます。分配金引下げの背景及び今後の見通しについては以下をご参照ください。今後も信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

第22期
(2018年11月19日)

35円

※収益分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

収益分配金（税引前）推移

決算期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	設定来累計
決算日	2018/7/17	2018/8/17	2018/9/18	2018/10/17	2018/11/19	
分配金	45円	45円	45円	45円	35円	

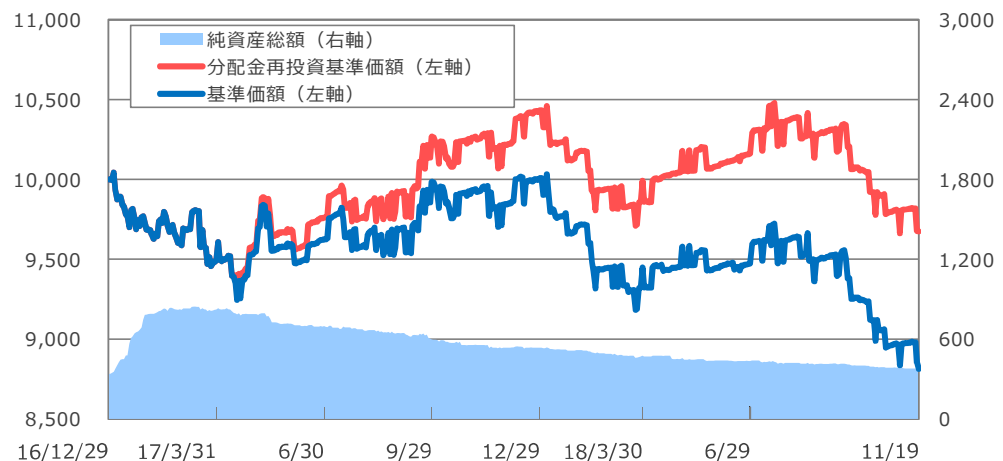
※収益分配金は1万口当たりの金額です。原則として、毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に収益分配方針に基づき分配を行います。

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆、保証するものではありません。

基準価額等の推移

ファンド設定日：2016年12月29日

(円)



基準価額 8,814円

※基準価額は信託報酬控除後の値です。

純資産総額 374百万円

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※税引前分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※ 以下のコメント等につきましては、SBI ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社からの資料を基にSBI アセットマネジメントにて作成しています。

よくあるご質問

Q.なぜ分配金を引下げたのですか。

A.当ファンドの分配原資、基準価額の水準、市況の見通し、元本の回復可能性を総合的に勘案し分配金額を変更いたしました。

Q.足元の市場動向を教えてください。

A.スリランカ短期国債の利回りは、経済成長率及びインフレ上昇率の沈静化や財政改善への評価などから低下基調にありましたが、シリセナ大統領がウイクラマシンハ首相を解任しラジャパクサ前大統領を後任に据えたことから、政治情勢への不透明が嫌気されて上昇傾向に向かいました。

Q.主要投資対象の今後の見通しを教えてください。

A.スリランカ短期国債の利回りは、短期的には海外投資家の資金フローの影響を受けて変動することが想定されますが、長期的には経済成長率及びインフレ率の鈍化を背景に安定化に向かうと考えています。

Q.引下げられた分配金は、どこに行ったのですか。

A.分配金の引下げによって生じた差額は、投資信託の純資産として留保され運用に振り向けられます。

※詳細につきましては、以下をご参照ください。

なぜ分配金を引き下げたのですか。

A.当ファンドの分配原資、基準価額の水準、市況の見通し、元本の回復可能性を総合的に勘案し分配金額を変更いたしました。

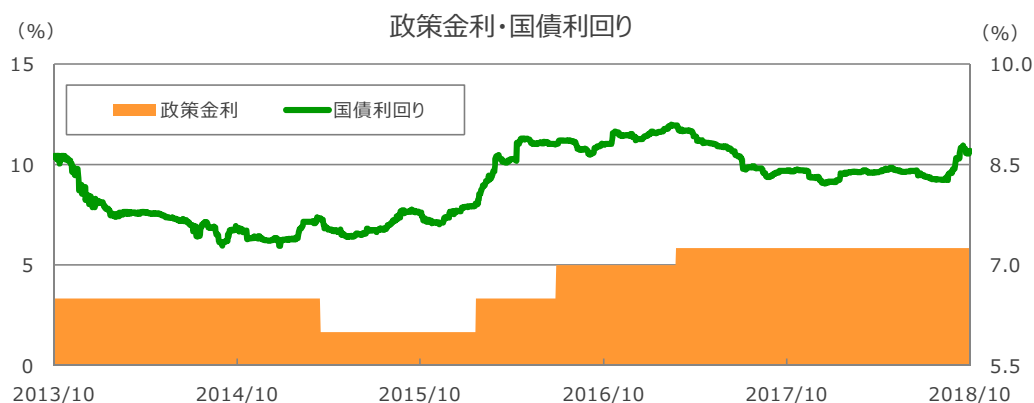
米国での金融引き締め等を受けて新興国通貨が全般的に軟調な展開となる中、スリランカ政治情勢への不透明感が嫌気されたこと等を背景に、直近のスリランカ国債市場及び外国為替市場は軟調に推移しています。

このような状況の中、本ファンドの基準価額は今年1月の第12期決算日（2018年1月17日）においては9,769円でしたが足元は9,000円近辺まで下落しています。今回の第22期決算では、このような基準価額の水準や市況見通し等総合的に勘案して、基準価額の回復に軸足を置きつつ、安定した分配を継続するという観点から分配金（1万口当たり、税引き前）をこれまでの45円から35円へ引下げることとしました。

足元の市場動向を教えてください。

スリランカ短期国債市場

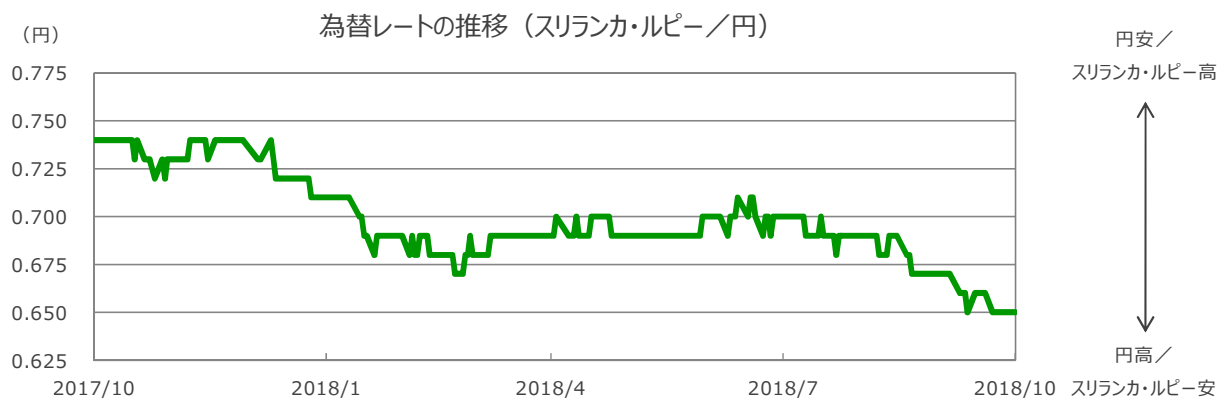
- ・足元のスリランカ短期国債の利回りは上昇傾向にあります。
- ・同国債の利回りは、経済成長率及びインフレ上昇率の沈静化や財政改善への評価などから低下基調にありましたが、シリセナ大統領がウクラマシンハ首相を解任しラジャパクサ前大統領を後任に据えたことから、政治情勢への不透明が嫌気されて上昇傾向に向かいました。



出所：ブルームバーグのデータに基づきSBIアセットマネジメント作成
 ※政策金利はスタンディング・ファンクシーの預入金利（SDFR）を使用しています。
 ※国債利回りは2年国債利回りを使用しています。
 ※データ期間（2013年10月末～2018年10月末）

為替市場（スリランカ・ルピー／円）

- ・為替市場においては、スリランカ・ルピーが対円で下落（円高）傾向にあります。
- ・米国での金利先高観を背景に、新興国通貨が対米ドルで総じて軟調な推移となっています。
- ・加えて、①スリランカ政治情勢への不透明感が嫌気されていること、②原油価格の上昇が貿易赤字の拡大につながるとの見方などから、スリランカ・ルピーは相対的に軟調な動きとなっています。



※為替レートは、一般社団法人投資信託協会が発表する対顧客電信売買相場仲値を採用しています。
 ※データ期間（2017年10月末～2018年10月末）

主要投資対象の今後の見通しを教えてください。

スリランカ短期国債市場

- ・スリランカ短期国債の利回りは、短期的には海外投資家の資金フローの影響を受けて変動することが想定されますが、長期的には経済成長率及びインフレ率の鈍化を背景に安定化に向かうと考えています。
- ・また、主要組入ファンドである「スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）」の運営においては、保有債券の平均残存年数を1年未満としていることから、利回り変化の影響は概ね限定的と考えております。

為替市場（スリランカ・ルピー／円）

- ・スリランカ中央銀行は、スリランカ・ルピーが大きく変動する局面においては、対米ドルでの自国通貨買い介入をする姿勢を示しています。
- ・また、スリランカ政府は、国内商業銀行の外貨金額の持ち高に関する制限や自動車輸入に関する規制を打ち出すことにより、為替市場の安定に向けての姿勢を示しております。
- ・スリランカ・ルピーは、対米ドルで下落傾向にあるものの、対円での下落は緩やかなものに留まると考えています。

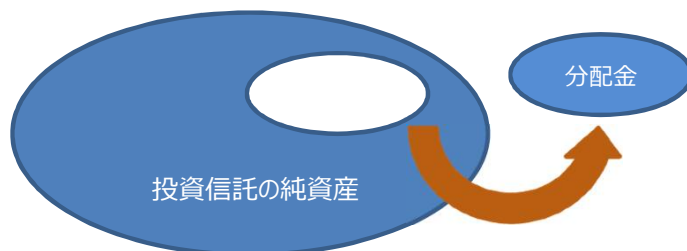
引下げられた分配金は、どこに行ったのですか。

A. 分配金の引下げによって生じた差額は、投資信託の純資産として留保され運用に振り向けられます。

分配金は、預貯金などの利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われます。分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額が下落します。

したがって、分配金を引下げると、引下げた相当額分が投資信託の純資産に留保されることになります。運用者はその資金を基に投資妙味のある資産へより多くの投資を行うことが可能となります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



追加型投信／海外／債券

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託（以下「本ファンドという場合があります。」）は、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

1 スリランカ短期国債等に投資します

- 主として「SBI bond スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)」への投資を通じて、実質的にスリランカの短期国債等に投資します。
- スリランカの短期国債のほかに政府保証債、政府機関債又は国際機関債等に投資を行います。
- また、投資対象には、米ドル建てなどスリランカ・ルピー建て以外で発行された債券も含まれます。
- 本ファンド及び投資対象とする投資信託証券は、原則として為替ヘッジは行いません。

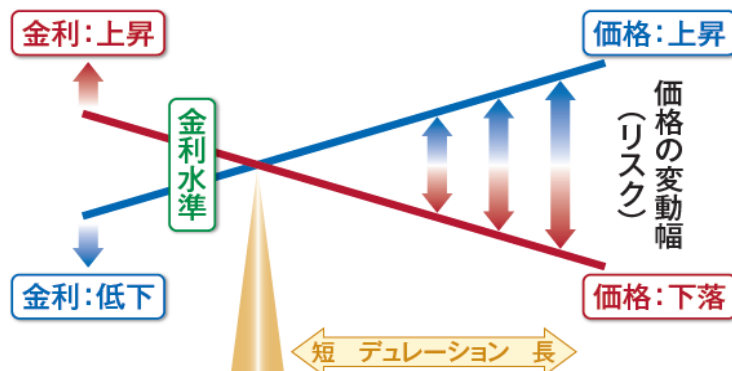
※スリランカの短期国債等、新興国債券への投資は一般に、利回りが高い反面、信用リスクも高いため相応のリスクを伴います。

2 残存期間の短い債券を中心にポートフォリオを構築することで金利変動に伴う価格変動リスクの低減を目指します

原則として、組入れる債券は残存期間3年以下のものとし、平均デュレーションは、1年程度とします。

デュレーションについて

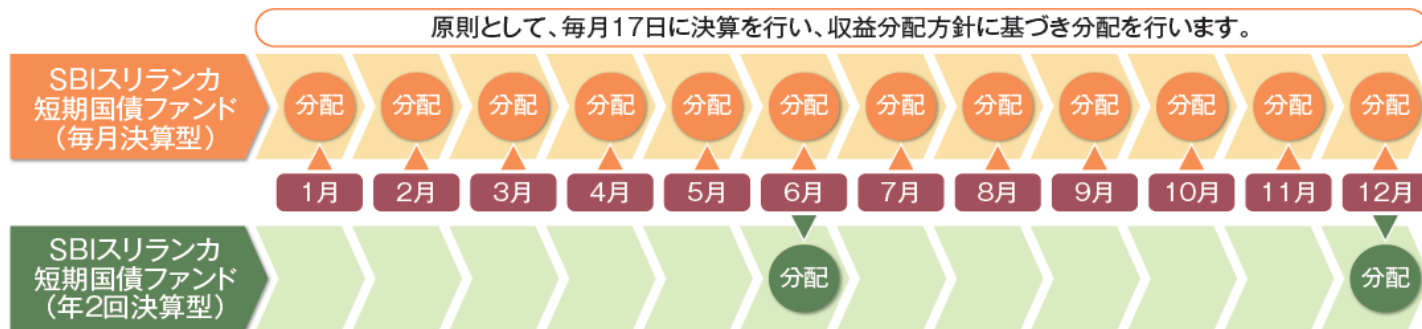
金利変動とデュレーションの関係(イメージ)



- デュレーションは債券投資において最も一般的に使用されるリスク指標です。デュレーションは、債券の利回り、クーポン、残存期間等を加味し一つの数値としたもので「年」で表されます。
- 金利の変化に対する債券もしくはポートフォリオの価格感応度を示すもので、デュレーションが短いほど、金利が変動したときの債券価格の変動幅が小さくなります。

3 毎月決算型、年2回決算型の2つのファンドからお選びいただけます

決算と分配イメージ



原則として、年2回（6月17日、12月17日）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

※決算日が休業日の場合は、翌営業日となります。

- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。
- ・「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差引いた後、原則として再投資されます。

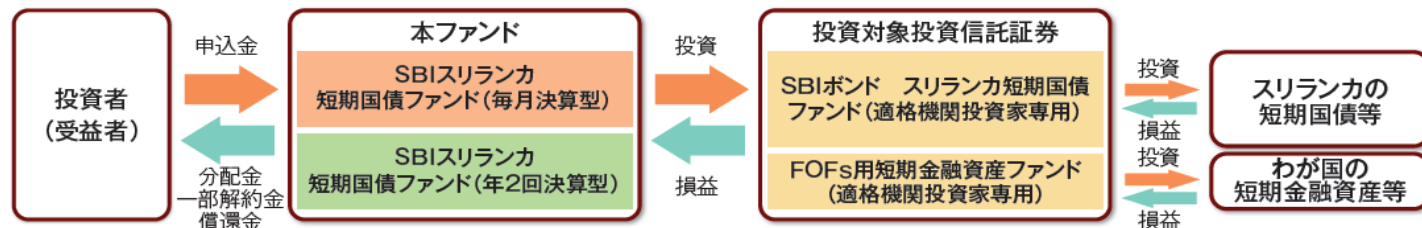
収益分配方針

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

4 ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。

<ファンドのしくみ>



資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

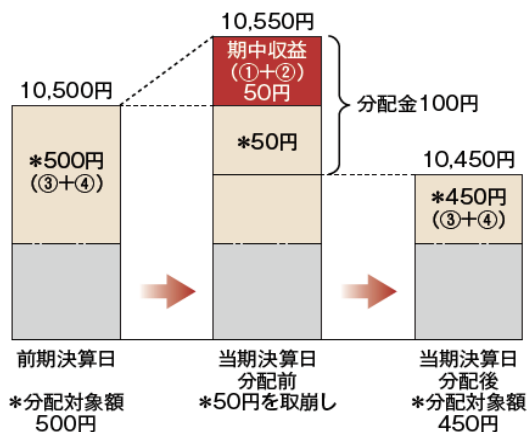
投資信託で分配金が支払われるイメージ



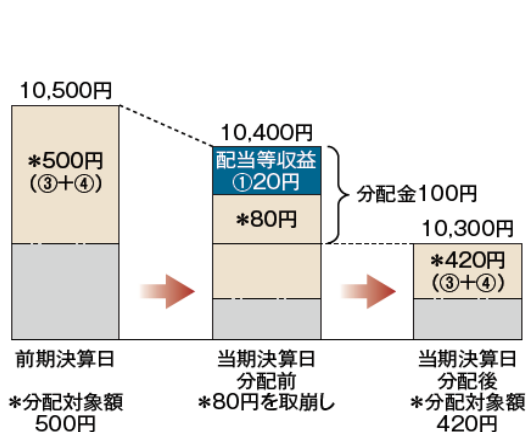
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益 (①及び②) のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

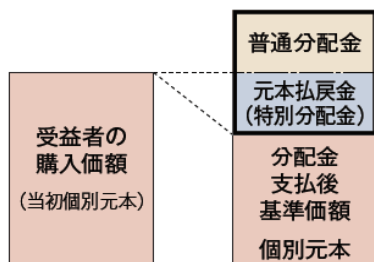
収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

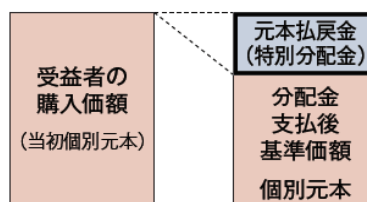
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

追加型投信／海外／債券

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

債券価格・金利変動リスク	債券価格は、国内外の政治・経済情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合等、債券価格が下落することがあります。その場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
為替変動リスク	実質組入外貨建て資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、一般的に為替変動は大きいものになることも想定されます。当該通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。
流動性リスク	投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

その他のリスク

<税制に関する留意点>

スリランカ・ルピー建ての公社債への投資においては、インカム・ゲインやキャピタル・ゲインに対して課税される場合があります。また、スリランカにおける税金の取扱いについて、スリランカの関係法令や税率等の解釈は必ずしも安定していません。

<外国機関投資家への投資枠制限について>

外国機関投資家がスリランカの債券市場において、スリランカ・ルピー建てのスリランカ国債に投資を行う場合には、外国機関投資家等に投資枠制限が設けられています。当該投資枠の利用状況、スリランカ債券市場における取引規制の変更等によっては国際機関債、あるいは米ドル建てなどスリランカ・ルピー建て以外で発行された債券等への投資割合が高くなる場合があります。

追加型投信／海外／債券

投資リスク

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

委託会社、その他関係法人

委託会社	SBI アセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）
販売会社	※最終頁をご参照ください。（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。）

本資料のご留意点

- 本資料は、SBI アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- 投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

追加型投信／海外／債券

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からのお支払いとなります。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、ご換金代金の支払いを延期する場合があります。
購入・換金申込受付不可日	コロンボ証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金（解約）のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（設定日：2016年12月29日）
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・ 受益証券の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき また、ファンドが主要投資対象とするSBI債券 スリランカ短期国債ファンド（適格機関投資家専用）が存続しないこととなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。
決算日	<毎月決算型> 毎月17日（休業日の場合は翌営業日） <年2回決算型> 毎年6月17日及び12月17日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	<毎月決算型> 年12回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 <年2回決算型> 年2回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

追加型投信／海外／債券

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。
信託財産留保額	換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額をご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に年0.5886%（税抜：年0.545%）を乗じて得た金額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記の通りとします。当該報酬は、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。																	
	<table border="1"> <tr> <td>運用管理費用（信託報酬）</td> <td>年0.5886%（税抜：年0.545%）</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 委託会社</td> <td>年0.108 %（税抜：年0.10 %）</td> </tr> <tr> <td> 販売会社</td> <td>年0.4536%（税抜：年0.42 %）</td> </tr> <tr> <td> 受託会社</td> <td>年0.027 %（税抜：年0.025%）</td> </tr> <tr> <td>訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等^{※1}</td> <td>年0.3888%（税抜：年0.36 %）</td> </tr> <tr> <td> 実質的な負担^{※2}</td> <td>年0.9774%（税抜：年0.905%）</td> </tr> </table>		運用管理費用（信託報酬）	年0.5886%（税抜：年0.545%）	内		委託会社	年0.108 %（税抜：年0.10 %）	販売会社	年0.4536%（税抜：年0.42 %）	受託会社	年0.027 %（税抜：年0.025%）	訳		実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等 ^{※1}	年0.3888%（税抜：年0.36 %）	実質的な負担 ^{※2}	年0.9774%（税抜：年0.905%）
	運用管理費用（信託報酬）	年0.5886%（税抜：年0.545%）																
	内																	
	委託会社	年0.108 %（税抜：年0.10 %）																
	販売会社	年0.4536%（税抜：年0.42 %）																
受託会社	年0.027 %（税抜：年0.025%）																	
訳																		
実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等 ^{※1}	年0.3888%（税抜：年0.36 %）																	
実質的な負担 ^{※2}	年0.9774%（税抜：年0.905%）																	
※1	本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年0.3888%）を表示しています。																	
※2	本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。																	
その他費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。																	

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

追加型投信／海外／債券

販売会社一覧

金融商品取引業者名		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第44号	○	○		○
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長 (金商) 第3号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○	○

■ 販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。

ファンドのご購入の際は、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。